

投資助言に係る契約締結時の書面 兼 投資顧問契約書
(商品関連市場デリバティブ取引等「レポート会員」)

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

氏名又は商号 様

商号 北辰物産株式会社
住所 〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2
TEL 03-3668-8111

—契約にあたってのご注意—

1. 禁止行為

金融商品取引業者は、次のことが法律で禁止されています。

- ① 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客のために一定の金融商品取引業(具体的には、金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為)を行うこと。
- ② 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させること。
- ③ 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対して金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

※ 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第95条第2項各号の規定により、上記の禁止の適用を受けません。

2. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約(以下「本契約」という。)はクーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ適用による契約の解除

- ① お客様は、会員登録完了後の初回配信日から起算して10日を経過するまでの間、書面または電磁的記録による意思表示により本契約の解除を行うこと

ができます。

- ② 本契約の解除日は、お客様がその書面または電磁的記録を発した日となります。
- ③ 本契約の解除に伴う助言に対する報酬の清算は以下の通りとなります。
 - ・ 本契約に基づく助言を行っていない場合(配信前)
本契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただき、これらを控除した金額をお返しいたします。
 - ・ 本契約に基づく助言を行っている場合(配信後)
助言(配信)日数(1日あたり税込み11,000円)に応じて算定した金額、及び契約を締結するために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただき、これらを控除した金額をお返しいたします。
- ④ 本契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、書面または電磁的記録による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、最終配信日から契約終了日までの未配信日数(1日あたり税込み11,000円)を乗じた金額から契約を締結するために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただき、これらを控除した金額をお返しいたします。

本契約に係るリスクについて

当社が、本契約に基づき助言を行う商品・サービスは、商品先物市場の価格変動、為替・株式市場、その他の指標の変動により損失が生じる可能性があり、価格変動の幅が小さくても総取引金額では大きな額の変動となる為、その変動の幅によっては損失が預託した証拠金を上回るおそれがあります。詳細は、当社ホームページ等の「商品先物取引にかかる重要事項」をご確認ください。

投資顧問契約書

お客様と北辰物産株式会社(以下、「当社」という。)とは、お客様が当社に対価を支払って、当社から継続的に投資助言サービスを受けることに關し、次の投資顧問契約(以下、「本契約」という。)を締結するものとします。

(本契約の締結)

第1条

お客様は自己の投資資産の運用に關し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客様のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾するものとします。

(助言の内容及び方法)

第2条

当社は、国内の商品関連市場デリバティブ取引等およびそれに関連する相場全般における価値等又はこれらの価値等に基づく投資判断に關し、お客様に対して商品アナリスト(証券一種外務員資格又は特別会員一種外務員資格を有する者)による相場情報、相場分析、見通し等のレポートを原則1日4回、毎週1回の週刊レポートを電子メールで提供する方法により助言を行うものとします。なお、当社が発信した電子メールが宛先不明、受信設定等の理由により着信しなかった場合でも、お客様がレポートを受領したものとみなします。

2 この投資助言サービスを提供する当社の担当者及び当社への連絡方法は次の通りとします。

- ・ 分析者・投資判断者、助言者
岩田康男、中山大輔、猪俣雅弘、曾根慎一郎、夏目吾郎、大石潤、山本毅、松永徹、太田洸生、今村龍史
- ・ 当社への連絡方法
電話番号:0120-253-277
e-メールアドレス:hadoutenbou@hd-station.net

(報酬の額及び支払いの時期)

第3条

投資助言に係る報酬の額及び支払いの時期は下記のとおりとします。

- ・ 本契約によりお客様が支払う報酬の額は、3ヶ月660,000円(1ヶ月あたり220,000円)とします。(消費税込)
- ・ 支払いの時期は、当レポート会員にお申込みをいただき所定の手続きを終了したあと、当社指定の下記金融機関口座に上記金額をお支払いいただきます。当社がお客様のご入金を確認した日の翌営業日から、投資助言のサービスが開始されます。

【 当社指定金融機関口座 】

三井住友銀行 日本橋東支店 当座 2400276 北辰物産株式会社

(秘密の保持)

第4条

当社は、本契約に関して知り得たお客様の財産状況その他の事情については、秘密を厳守します。

- 2 お客様は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は当社の承諾なくして当社の助言サービスを第三者と共有してはならないものとします。

(運用の責任等)

第5条

投資資産の運用は、お客様の意思に基づき、お客様により行われるものであり、当社の助言はお客様を拘束するものではないものとします。

- 2 当社は、お客様の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又はお客様に対する特別の利益の提供は行わないものとします。

(契約期間及び解約並びに返金等)

第6条

本契約に基づく契約期間は、次のとおりとする。

年 月 日(契約成立日) ～ 年 月 日

※継続的な報酬の支払いがある場合、上記契約期間は自動更新となります。

- 2 本契約締結後、当社がお客様の入金を確認した日の翌営業日から上記期間において投資助言のサービスが開始されます。

- 3 前項の規定に関わらず、お客様から書面または電磁的記録による申し出があれば、当社に書面または電磁的記録が届いた時点をもって契約を解除できるものとします。
- 4 当社が投資助言葉を営む事が出来なくなった時、或いは当該業務を終了した時は、当社はいつでも本契約を解除できるものとします。
- 5 本契約を解除した場合、最終配信日から契約終了日までの未配信日数(1日あたり税込み11,000円)を乗じた金額から契約を締結するために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただき、これらを控除した金額をお返しいたします。

(法令の遵守)

第7条

お客様及び当社は本契約に定める義務の履行に際しては、本契約に定める事項の他、金融商品取引法及び関係法令を遵守するものとします。

(反社会的勢力等の排除)

第8条

お客様は当社に対し、お客様が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
 - (2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 当社は、お客様が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
- (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、お客様は当社に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならないものとします。また、お客様は解除による損害について、当社に対し何らの請求もすることができないものとします。

(届出事項の変更)

第9条

お客様からの氏名・名称、住所、連絡先等届け出事項に変更があった場合は、直ちに当社に所定の方法により変更手続きを行っていただきます。

(契約外事項の協議)

第10条

本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、お客様と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(本契約の変更)

第11条

当社は、ホームページ等でお客様に通知することにより、お客様の同意を得ることなく本契約を変更することができるものとします。

附 則

施行日 令和7年2月25日

改定日 令和8年1月19日

改定日 令和8年7月6日